

職員の懲戒処分について

本日付で、次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1 事件の概要

当該職員は、令和6年12月25日の休暇中に、銀行ATMコーナー内に残置されていた現金3万円を持ち去りました。その後、令和7年12月21日に、本件行為に関して警察から任意同行を求められ、事情聴取を受けました。

令和8年4月24日に窃盗の容疑で横浜地方検察庁へ書類送致され、6月15日に不起訴処分となりました。

2 被処分者及び処分内容

地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定により、次のとおり、処分を行いました。

所属	職名	年齢	処分内容
下水道河川局	技術職員	30代	停職 1箇月

※本処分については、令和8年10月5日付横浜市報に登載予定です。

(参考：地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号)

職員が、左の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として、戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

お問合せ先	
人事課	Tel 045-671-4005